

# 宇佐宮放生会を読む

飯沼 賢司

## はじめに

放生会は、かつては旧暦の八月十五日に行われる祭であり、八幡宮の毎年の祭礼としては最も重要な祭礼であった。しかし、明治以降、放生会は仲秋祭と呼ばれるようになり、宇佐八幡宮では十月十日に行われるようになった。現在では、その内容も規模が縮小され、和間神社の浮殿への神輿の出御と隼人の靈が宿るといわれる蟻を海へまくという神事が中心に行われるが、十月十日は必ずしも満潮にならないため、蟻まきの神事を行う船を浮殿の前から出すことができず、船上から蟻を放つこともできないこともある。現在でも往時の祭礼の姿はすっかり影を潜めてしまっている。それでもこの祭礼は中絶はあつたが、一千百年以上も続けられ、宇佐八幡宮の伝統を伝える神事として意義を失っていない。

放生会は、養老四年(七二〇)に起つた大隅隼人の大反乱を契機に始められたという。この反乱では、豊前国司宇奴男人が八幡神の神輿を奉じて、辛島・大神らの神官団を伴い、さらに法蓮らの仏教徒がこれに合流し、豊前国の兵士とともに隼人の城を攻撃し、多くの隼人を殺戮したといわれる。この殺生の罪障から逃れるため、八幡神は放生会を始めたといわれる。

八幡研究の第一人者である中野幡能氏の説によれば、放生会は、放生会儀礼と銅鏡奉納の二つの儀礼から構成されており、この儀礼は後者の豊前国田川・京都・仲津郡の一団が香春岳採銅所の銅鏡を奉持して、上毛・下毛郡の一団が傀儡子の船を宇佐和間に迎え、その後、銅鏡を八幡に奉納するという儀礼が前提として存在しており、そこに養老四年に仏教の放生儀礼が付

加されたに過ぎないとしている。放生会の根本は、律令以前の宇佐を中心とする豊国内部の儀礼であったとしている。<sup>(1)</sup>

中野氏の目ははじめから、放生会儀礼の分析の方向には向いておらず、放生会の最後に行われる銅鏡奉納を中心に放生会の意味付けを試みようとしている。しかし、儀式の中では、むしろ銅鏡奉納儀礼の方が付加的なものであり、放生会の全体の儀礼を分析し位置付けなければ、儀礼の意味を読み誤る危険があると考えている。このような批判的視点は、有川宣博「宇佐宮放生会創設史論」<sup>(2)</sup>や橋本操六「放生会道」<sup>(3)</sup>などで展開されている。殊に、有川論文は、放生会の創設や放生の意義へ本格的な考察を加えた研究として注目される。しかし、宇佐の放生会そのものの中に組み込まれた情報を充分に検討しているわけではなく、未だ放生会の成立、その意義についても解明されているとはいがたい。そこで、本論では、できるだけ古い形態の祭礼の復元を試み、その中に込められ意味を抽出し、放生会の成立についても検討することにしたい。

## 一 中世の放生会の復元

祭礼は、宇佐宮の宮中とその北東に位置する和間の浜で行われる。和間は宮中の境である松隈から分岐する放生会道(御幸道)が到達する松崎の先端部に位置し、この松崎の最先端の寄藻川の河中に建てられたのが和間の浮殿である。松崎は豊前海に突き出した砂州であり、宇佐宮の前を流れ豊前海に到達する寄藻川によって形成された。現在は、江戸時代からの干拓によって、この砂州の外側には水田が広がり、海からは一キロメートル以上離れてしまっているが、かつては、図1のように、松崎の砂州と対岸の水崎の間を寄藻川が流れ、この両方の崎の間は、三〇〇メートルほどしかなく、その外側に海がひろがっていたようである。

また、この内側は満潮時には逆流した潮が岩崎辺りまで瀧り溢れて、現在の国道一〇号線と寄藻川が交差する辺りから北側に湾状の地形があり内海(江海)を形成した。国道一〇号線沿いにある和氣神社<sup>(わき)</sup>には、和氣清麻呂の船が着岸するときに、船の縄を結んだという船つなぎ石がある。船つなぎ石から北の和間までは、一面の水田が広がっており、ここにかつて船が着いた

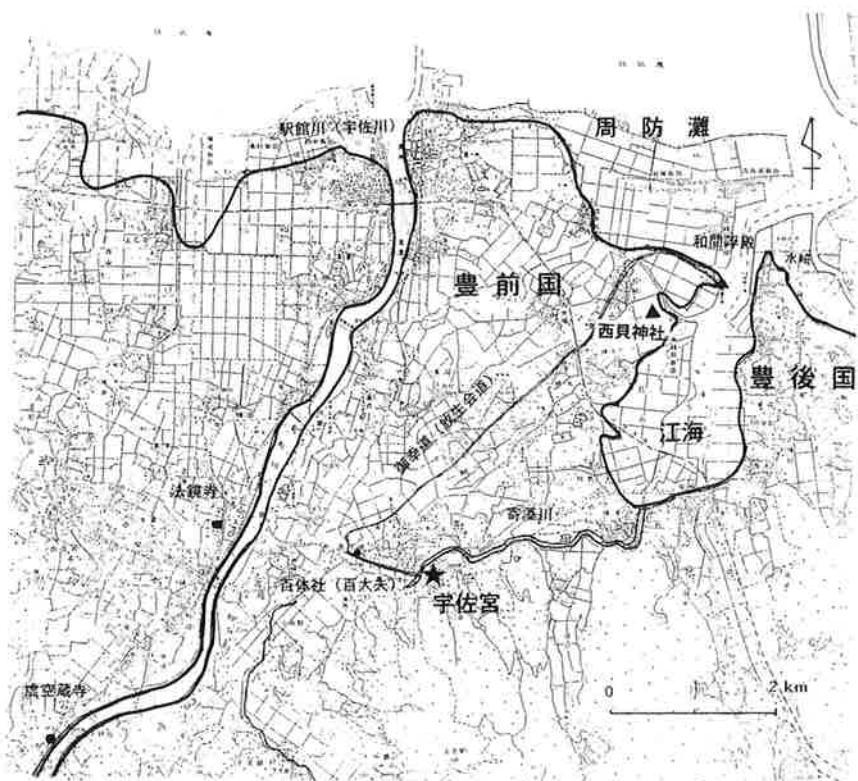
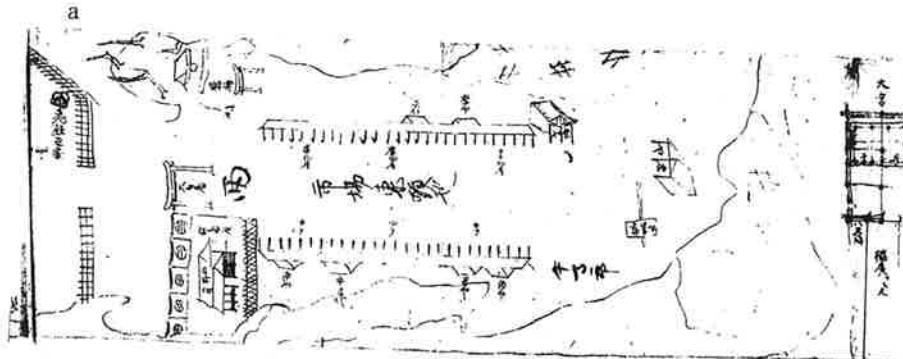


図1 中世の宇佐宮周辺図

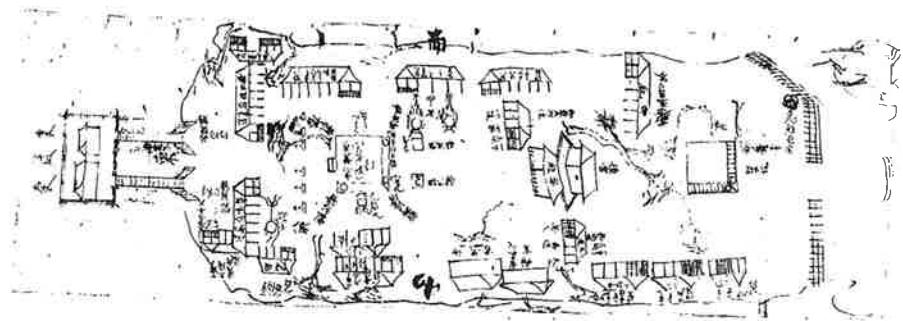
などとは到底想像できないが、江戸時代前半の絵図では、このあたりを確かに入海として描いているのである。この一帯の水田開発は、江戸時代終わりから近代にかけてであり、明治までは、和氣や猫橋まで外海から船が入ってきていた。

また、松崎は豊前国であり、対岸の水崎は豊後国であった。この寄藻川と豊前海によって形成された入海は、豊前と豊後の国境そのものであり、境界の海の上で祭礼は行われた。

このように中世の祭礼空間の景観を復元しておかなければ、これから復元される中世の放生会の祭礼の意味を正しく読みとることはできない。それでは、中世の放生会の祭礼を『宇佐宮祭会式』<sup>4</sup>、『宇佐年中行事』<sup>5</sup>、『八幡宇佐宮御託宣集』<sup>6</sup>（以下『託宣集』と略す）から復元してみることにしたい。以下、特に記さなければ、『宇佐宮祭会式』（以下『祭会式』と略す）によ



b



c

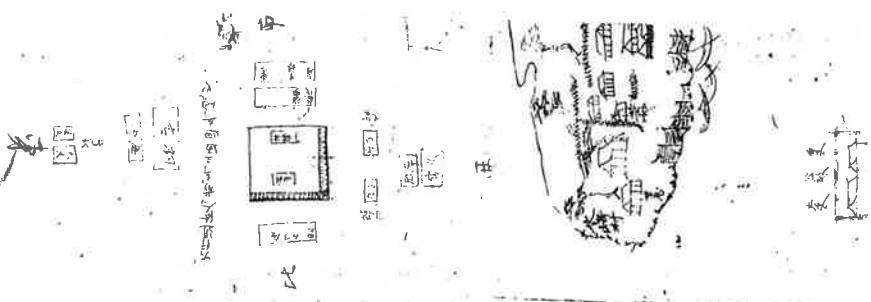


写真1 (和間放生会絵図)

八月一日 和間の浜で屋形本立が開始される。本立は本来大宮司・惣檢校・弁官・官人代などが執行したが、『祭会式』の段階では、少宮司・神主・頭書生などが行うことになっている。まず、和間の頓宮の南に相撲場が修理所の役で造られ、庁内の座が頓宮の東庭に北を上として西向きに設置された。大工座は申殿の坤(南西)の簷の外に設けられ、大工は、御供所・御興宿・御堂・御馬御廄の四箇所に点札した。

一方、石清水本『宇佐年中行事』では、一日～十五日までは、「放生禁制」とあるが、「殺」の異体字の「斂」が「放」と類似するための誤記と思われ、「殺生禁制」の誤りと思われる。放生会の十五日の間、「殺生禁制」が行われ、応永二十七年の和間放生会絵図には、和間の西の外れに「殺生禁制」の札が立てられた(写真1a)。

また、一日から十五日の本番まで、細男の試楽が行われる。まず、一日から十二日までは、夜、宇佐宮の境内にある大式堂の南庭の東西に職掌神人が着座し、細男の鼓打笛吹の者が北座に南面して座り、まず、御杖人が辰巳(東南)の角の池の鰐を棚に捧げ、祝を申した後に、細男が巽に向いて舞つた。その後、細男は、弥勒寺の講堂の後ろの道を出て、松隈の百大夫殿に退出した。(図1参照)

十三日の夜は、細男は「一渡舞」と称して大宮(上宮)・若宮・下宮・大式堂・女祢宜・宮司・百大夫の七箇所で舞い、女祢宣の館と宮司邸では酒杯と禄を賜つた。十四日は「村渡」と号して、本司を前に同じく七箇所で舞い、和間へ神輿が進発する前に、納涼殿に据えられた神輿の前で「御向樂」と称して吹笛・打鼓が行われた。その後、和間の頓宮に神輿が着くと、「御鎮祝」の後に細男の舞が行われた。

細男の舞は、鼓打笛吹の伴奏の役と舞手二人からなり、舞手は顔に八丈の布を垂らし踊つた。その姿は、写真2のごとく八幡縁起にも描かれている。『宇佐年中行事』によれば、細男は「異国降伏を表す」と記される。

七日、屋形賦(ばく)のため、職掌人が己の刻に和間に下向する。頓宮の周囲に神官・大工が集まり、三献(盃を三巡すること)が行われ、屋形賦が行われる。

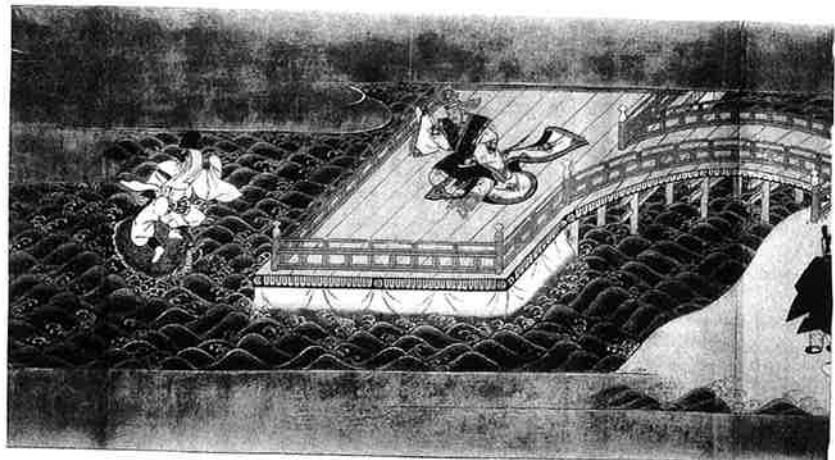


写真2 柚原八幡縁起絵巻上巻(細男の舞)

十一日に相撲の内取(予行演習)が直相殿の南庭で行われる。大宮司や惣檢校が着座し、万歳楽・地久楽の後に、相撲が行われ、陵王・納曾利が奏せられ終了する。

十三日、屋形見が行われ、宮司以下の次官が国司屋に於いて準備の状況を確認するために下向するが、『祭会式』の段階では宮司の下向はない。一方、この日、蟻饗(になあえ)が行われる。蟻は殺された隼人の靈の宿るものといわれ、和間の西に八〇〇メートルほどのところにある放生塚(現在の西貝神社)に薦に包んだ蛤と蟻を置き、祝・御杖人・長御崎所神人等が参集すると、祝が奏せられ、蛤・蟻の前に上分が備えられた。その後、酒・肴などの饗膳が振る舞われ、次に警蹕を奏しながら和間の浮殿まで陣道してこの蟻を浮殿の下に置く。

十四日は、八幡三所の神輿が和間の頓宮へ出立する日である。午の刻、大宮司が庁に座り、御馬所別当が御倉から鞍を出し御馬(神馬)に着ける。大宮司以下が上宮の宝殿に参上し、女官(女祢宜)と大宮司が三所御殿(内殿)から御驗(御神体の薦の枕)を外殿の椅子御座に出した。次いで、御行の御神宝を下し、祝が祝を奏して、神輿を寄せて御驗と黄金御箱(奈良の大仏の鍍金に使われた余り黄金で、八幡の御正体)を乗せる。陣列が整えられ、神官が神輿に供奉し和間へ向かう。

一方、和間では、未の刻には衆僧が参集する。『宇佐年中行事』では請僧百二十口と記される。和間の鳥居に向かって、左方(北側)と右方(南側)に分かれ

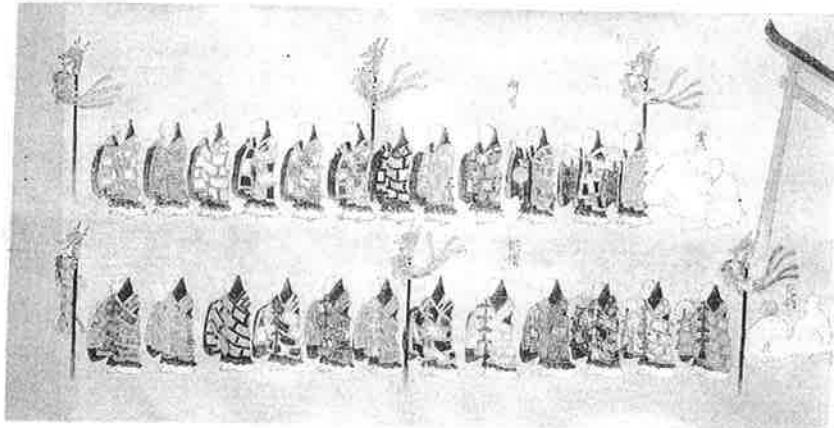


写真3 宇佐宮祭礼絵巻

て参列し、先ず行事弁、行事堂達、音頭四人、役息堂達、獅子、菩薩、楽人・舞人、長講の順に並び、行事堂達は左右とも所司が勤めたが、それ以外の僧侶は左方は所司、右方は供僧が勤めた。僧侶は鳥居の前で神輿を拝し、神輿に供奉してきた祠官は二行に分かれ、僧侶の列の外側に並んだ（写真3）。次に神輿は大宮司の待つ頓宮に着御する。大宮司以下の祠官は着座し、鎮祝を奏し、細男が頓宮の東庭の宮司国司屋、西庭の黒牛女祢宜の前で舞った。次に伶人が東舞台の上で万歳楽・地久楽を奏し、所司・供僧が東舞台の上で阿弥陀経懺法（声明の一種）を奉り、講説が高座に登り、伝戒・乞戒（戒律の授受法）を修した。また、大宮司以下の祠官や国司が神樂を奉じた。

『宇佐年中行事』では、子刻に法華懺法（声明の一種）、次いで伝戒・乞戒となり、「阿弥陀経懺法」の記載が「法華懺法」とされている。ここで戒を受けるのは懺悔する八幡神であり、八幡の本地の変化がこの違いを生んだのではないかろうか。平安中期に至り、まず八幡神は本地をまず釈迦とする。法華經は釈迦の教えであり、法華懺法がまずまず行われ、阿弥陀信仰の浸透により、阿弥陀懺法に移行したとみられる。それでも、中世では、八幡神の神輿の襷絵は法華經の教えを描いたものが採用され続いていることからすれば、法華懺法がその本質であったことは容易に推測される。

十五日、早朝卯刻相撲場が整えられ、相撲が始まられる。日向相撲と郷相撲に分かれ、十番の取り組みが行われる。『宇佐年中行事』では寅一点に相撲十

番が行われている。現在、この相撲は放生会の中では行われていない。相撲は七番のときに、少宮司・惣弁官・頭書生が宮司の棧敷に参上し、放生解文を進め、御判を申し請い、さらに少宮司以下も判をすえる。その後相撲三番が行われ、辰の一点、宮司以下諸官が頓宮東庭に參集する。次に、装束検校が浮殿に参り粧嚴を奉る。

次いで、辰一点に頓宮から浮殿への御行(御幸)の準備にかかる(頓宮と浮殿の位置関係は写真1-b参照)。潮が半満に及んで頓宮出御の時となり、楽が変わり、大宮の御行、次いで若宮の御行が行われる。その後、浮殿の南幄(テント)に宮司以下次官、辰巳幄に惣検校以下弁官・官人代、北幄に読師以下僧侶、浮殿の階下南側に国司、同じく階下の北側に女官が着座する。

臨幸が終わると、寄藻川の河口に、龍頭・鷁首の二艘の船が樂人を乗せて浮殿の南の脇から漕ぎ寄る。潮が満ちると、大鉾を立て、榦を捧げた女官(女祢宜)が船を招くと、傀儡子船の船二艘(上毛一船・下毛一船)が浮殿の御前に漕ぎ出し、傀儡子が舞い、その後、女祢宜屋形の後で舞う。『託宣集』靈巻五では、「久々津舞を幕の中に出し、左に旋り右に旋り海の上に浮かぶ」とある。この傀儡子人形の舞についての詳しい記載は中世の記録にないが、『宇佐年中行事』には「傀儡子の船同じく浮ぶ、而して異国征伐の古様を表す」と記され、『託宣集』靈巻五では、「囊日の様を表す」とあり、この傀儡子の舞が古の「異國降伏」の再現であるとみられていた。なお、前日、浮殿の下に置かれた蟻は「十五日、朝、同息潮に放つ」とあり、この満潮のときに放されたと推定される。『託宣集』靈巻五では、法蓮ら導師以下が放生陀羅尼を唱え、大乗經文を誦誦する間に、「鱗貝の生命を買ひ放ち、甚法の法命を施与す」とある。現在は、この蟻まきの神事は船の上から神官が海にまき、放生会を飾るメインイベントになっている。放生の行為であるから、中世も放生会の中心的な儀礼であるが、華々しくは行われていない。

さて、これに対して、中世の祭礼のメインイベントであったのが傀儡子の舞である。上毛と下毛の傀儡子の舞は、福岡県吉富町の古表神社と大分県中津市伊藤田の古要神社にそれぞれ伝えられている。しかし、現在の放生会では傀儡子の舞は行なわれていない。傀儡子の舞は、細男の舞と神相撲の二つからなる。<sup>(8)</sup>

## 〔細男の舞〕

- ① 御鉢の舞(東より天御中主大神・伊邪那岐大神・西より大国魂大神・伊邪那美大神)、
- ② 御神歌(東より大綿津見大神・西より水波能売大神)、
- ③ 八乙女の舞(東より広田大神・八街比売大神・稚日女大神・爾保津姫大神・西より立田大神・豊受姫大神・美奴売大神・石坂姫大神)、
- ④ 御鉢の舞(東より久々奴智大神・金山彦大神・高良大神・西より大穴持大神・宮須姫大神・玉手大神)  
以上の4つの部分から構成される。

## 〔神相撲〕

- ① 四大夫出御、(東 中臣鳥属津臣・西 大美輪大友主臣・南 物部胆昨臣・北 大伴武以臣)、
  - ② 中央行司神出御(八意思兼大臣)、
  - ③ 勝抜相撲(東より誓田大神・若宮大神・伊多手大神・長田大神・大美輪大神・三島大神・白髭大神・熱田大神・磯良大神・酒殿大神・祇園大神・西より竜田大神・鹿島大神・香取大神・塞大神・高龜大神・暗龜大神・春日大神・大歲大神・若歲大神・松尾大神・住吉大神)、
  - ④ 飛掛相撲(東より誓田大神・若宮大神・長田大神・大美輪大神・三島大神・西より住吉大神)
  - ⑤ 押合相撲(東より十一柱大神・西より住吉大神)
  - ⑥ 行司神退場、
  - ⑦ 四大夫退場、
- 以上のような順に行われる。

これらの傀儡子の舞は、和間の陸上で行われる細男の舞や相撲に対応するものであるが、異なる点は人形が演じるのは神々

の細男の舞や相撲であるということである。

さて、海上での傀儡子の舞が一段落すると、御船会の導師が浮殿の階下の礼盤に着し、御杖人の捧げた放生解文を表白し供養を遂げ、対揚導師は放生陀羅尼を唱える。先にも述べたように、この際に蟾・蛤が放されたとみられる。已刻、一旦大神は頓宮に還幸し、宮司以下の諸官も屋形で休息する。

次に山本の虚空藏寺から出された狛犬二頭と法鏡寺から出された獅子二頭を乗せた二艘が浮殿の北岸に着岸し、東舞台の前にこれを伴う。樂所下部二人と笛吹一人が御殿の周りを三回巡り（小行道と称する）、御殿の南面で獅子の舞が行われる。

次いで、覚満建立の薬王寺（来縄郷）の狛犬二頭が舞うが、当時はもはやそのことはなく、来縄郷小野是永名の役として樗葉をもつて堂を造り薬王菩薩の絵像を作り御殿の回りに懸けた。<sup>(4)</sup>ここにいう「御殿」は『託宣集』では、「仮堂」と呼ばれ、『託宣集』の記述では、虚空藏寺・法鏡寺・来縄郷の薬王寺・（六郷山）が担当して造進し、面々の本仏の絵像を懸けた。応永二十七年（一四二〇）の和間放生会絵図では、「御殿」（「仮堂」）の記載はなく位置はわからないが、「東ノ舞台、小野名沙汰役」とあり（写真1b・c）、小野是永名の役として造った御殿と東舞台が重なり合う。また、先の獅子と狛犬が東舞台の前に伴われ、樂所らが御殿の周りを廻り、その南面で獅子の舞をしたとする記述から、東舞台と御殿は同一のものとみてもよい。

おそらく、樗葉をもつて造ったということから、小さな粗末な堂であり、東舞台の上に造られたのではないかろうか。

午刻、行事弁と行事所司・堂達が舞台の正面に参ると、樂人が乱声を吹く。延舞と称して、東舞台の上で鉾が振られ、講師・呪願師が高座に登り、礼盤に着して礼拝、次に法用僧六人が舞台の上に登り惣礼する。

次に、堂童子八人、金打官人が着座、弥勒寺の獅子が舞台の巽艮に臥し、菩薩十六人が獅子の後に並び、それに鳥・蝶十二人が続いた。次に獅子・菩薩が舞い、迦陵頻・胡蝶が舞つた。『託宣集』靈卷五では、菩薩は二十五菩薩といわれ、觀世音菩薩・大勢至菩薩・藥王菩薩・藥上菩薩・普賢菩薩・法自在菩薩・獅子吼菩薩・陀羅尼菩薩・虛空藏菩薩・德藏菩薩・宝蔵菩薩・金藏菩薩・金剛菩薩・華嚴王菩薩・衆寶王菩薩・月光王菩薩・日照王菩薩・三昧王菩薩・定自在王菩薩・大威德王菩薩・無邊

身菩薩・山海惠菩薩・光明王菩薩・大自在王菩薩・白馬王菩薩が舞い、天平勝宝二年(七五〇)には、天皇の耳に達し、この舞樂を献じることになったという。

次に、唄師四人が舞台の上に座り、次に散華衆四人が舞台に登り、これらが先導し、衆僧・樂人・舞人を左右に相分かち、行道し、三度回る(応永の和間放生会絵図(写真1c)ではこれを「大行道」と注記する)。その後衆僧や樂人は本座に戻り、伶人が舞を奏する。国の官人の打金で、講衆が舞台に上がり読經、伶人の舞、次に同じく国の官人の打金で、梵音衆が舞台に上がり読經、伶人の舞、次ぎに同じく国の官人の打金で、錫杖衆が舞台に上がり読經、伶人の舞と続く。これらが終わると、堂童子が花苔を置いて退出し、導師が表白、次ぎに呪願、終わって神官から布施が渡される。

『宇佐年中行事』では、午刻から始まるこの法会を「法華講説」といい、「神託により、養老二年当云を始行せられて以来、異国降伏の由を啓す」とあり、この法華講説も異国降伏のために行われたとしている。

さて「法華講説」が終わり、僧侶退出の後、宮司以下の祠官が頓宮に向い、御駿を西に向けて御供を奉り、宮司以下の祠官と惣檢校以下庁内が西庭に座る。その後裝束検校が御幣を奉り、祝が祝詞を奏する。次ぎに、国司(本来は勅使)が官幣を奉り、採銅所の銅三両を備え進める。次ぎに、祠官・国司らは庁屋に着し饗があり、酒杯三度の後、国役で鳥蝶の舞が西舞台の上で舞われ、庁前で相撲が十番が取られ、伶人の舞が行われる。ここで和間での祭礼は終了し、神輿が還御する。宇佐宮境内の馬場の大鳥居に着くと、所司・供僧・長講が馬場の庁に参會し、阿弥陀經を読み、錫杖を誦し、すべて祭礼は終わる。

さて、『斎会式』には「聖武天皇の御宇、神龜元年甲子<sub>次歲</sub> 託宣いわく、吾れこの隼人等多く殺却する、年別二度の放生会を奉仕せむと云々、二度の放生会は八月の外は三月三日と云々」(原漢文)とある。これまで放生会については八月の放生会のことだけで論じてきたが、実は三月三日にも放生会があつたというのである。また、『八幡宮本紀』では、「三月三日・八月十五日、和間の浜にて放生会を執行す」とあり、三月三日も和間が舞台となつたとある。

しかし、『斎会式』は三月三日の放生会についてはそれ以上のことを記していない。石清水本『宇佐年中行事』では、三月

三日は、宮寺万燈会(別名桜会)の日である。

宮寺万燈会(別名桜会)と放生会の関係であるが、「宇佐宮年代記」によれば、桜会は放生会と理解されていたようである。それでは、万燈会は、どのような法会であろうか。

奈良時代から東大寺や薬師寺などで行われ、万燈を燈して仏を供養する。燈明は煩惱の闇を照らす仏の知恵にたとえられ、仏前に燈明を捧げることは功德となり、懺悔・滅罪となると諸經に説かれる。

宇佐の万燈会がどのようなものであったのかを記した詳しい記録がないが、石清水本『宇佐年中行事』では、請僧六〇口、所司・供僧・成業・長講・堂達によつて執り行われ、一切經会と同じく、祠官・府内・檢非違使・御杖人以下が加わった。児童・胡蝶の舞があり、伶人の奏曲があつた。法会は『八幡宮本紀』では和間が舞台となつたとあるが、石清水本『宇佐年中行事』では弥勒寺の講堂で執り行われ、「子刻」という真夜中の法会であり、沢山の燈明が点燈されたと推測される。伝戒・乞戒のことが行われ、「懺法衆二十口」とあることから、懺法が行われたとみられるが、これが何の懺法かは不明であるが、講堂は薬師如来を本尊としており、薬師經の懺法と推測される。

## 二 放生会を読む

宇佐の放生会は以上のごとく実に複雑に構成されている。まず、八月の放生会の構成を時間的経過から整理すると、次のようにになる。放生会の期間は、八月一日から十五日であり、儀礼は、この期間継続して行われる儀礼(①)と十五日への準備として行われる儀礼(②)、十五日の本番の儀礼(③)の三つからなる。

①十五日の間継続的に行われるのは、通常の社務神事を止める「廢務」とそれに伴う「殺生禁制」、それと毎晩、十五日まで行われる「細男舞」である。

②放生会の本番への準備としては、まず見物の場や舞台の設定がある。これが、一日の屋形本立、七日の屋形賦、十三日の

屋形見である。次に、予行演習としての相撲の内取(十一日)である。また、十三日には蟻まきの儀式の前提となる蟻饗の儀式が行われる。前日の十四日には、八幡三所の和間の頓宮への臨幸があり、神官らはこれに供奉し、弥勒寺の僧侶らは和間でこれを迎え、法華經懺法を修し、八幡神が戒を受ける「伝戒・乞戒」のことが行われる。これは八幡出家の再現にほかならない。

(3)十五日は、早朝暗いうちに、郷(宇佐側)と日向(隼人側)に分かれ、養老の戦いの再現としての相撲が行われる。その後、頓宮から浮殿への臨幸と同時に、海上祭の「御船会」が行われ、龍首と鶴首の船が登場し、上毛・下毛の船の上では傀儡子の舞が演じられる。この間に蟻がまかれ、放生解文が捧げられ、放生陀羅尼が唱えられる。これが終了し御駕が再び頓宮に戻ると、獅子と狛犬が登場し、東の舞台では、菩薩・鳥牒の行道と法華經の講説が行われる。これらは養老の戦いの再現といえる。

最後に、国司が官幣が行われ、香春岳採銅所の銅(銅鏡)が備進られ、鳥・牒の舞や相撲が奉納された。おそらく、官幣は勝利に対する国家の報賽であり、銅は神へ捧げる神宝とみてまちがいない。

(1) 養老の対隼人戦の再現の側面。  
 (2) 放生・殺生禁制の側面。

↓相撲・傀儡子舞・法華經講説

(2) 放生・殺生禁制の側面。

↓殺生禁制・蟻の神事・放生陀羅尼

(3) 御靈会の側面。

↓細男の舞

(4) 境界祭祀の側面。

## (5) 銅鏡の奉納儀礼の側面

まず、中野幡能氏が注目した(5)の側面について検討しておきたい。筆者は、中野氏のように、この儀礼が放生会の根本をなすとは考えていない。銅鏡の奉納は国司の官幣に伴う神宝奉上とみられ、したがって、放生会にのみみられる儀礼ではない。近世の史料ではあるが、御神体である薦の御験の再生儀礼である行幸会でも同様の儀礼が存在したようである。

中野氏は放生儀礼を附加された儀礼とするが、『託宣集』では「御幣を捧ぐる勅使今ハ豊前国司、式人を率いて官幣を奉る」と記すだけで、銅鏡の儀礼はなく、むしろ銅鏡儀礼が放生会の附加儀礼とみるべきであり、祭礼の一要素に過ぎないのである。殊更この部分を強調することは祭礼の解釈を誤らせることになるのであり、改めて全体の検討の中で(5)の意味付けをなすべきである。

さて、『斎会式』や『託宣集』では、八幡の御験を奉じた豊前国の軍隊および神官団は、祢宜辛島波豆米を先頭に立て日向・大隅へと向かい、彦山権現と法蓮・花巻・覚満・躰能らの僧侶らがこれに合流した。かれらが隼人の楯で籠もる七つの城を攻撃すると、海上から龍の頭が出現し、地上では獅子と狛犬が走り、虚空には鶴首が飛び、隼人を驚かした。また、二十八部衆が出でて細男を舞い（傀儡子舞）、隼人は城を出て降伏したという故事がある。放生会の祭礼のほとんどの部分は、「古様を表す」と記されるよう、このような故事に因み養老の戦いの再現をしているといえる。

和間への臨幸の際にも、御験を乗せた神輿は神官団が供奉し、法蓮の法燈を受け継ぐ弥勒寺の僧侶はそれを和間の鳥居の前で迎えるという形を取る。これも神官団と法蓮らは別に行動して現地で合流したという故事に基づくと推定される。

十五日には、まず隼人と豊前の戦いを表した相撲が行われる。この相撲は郷相撲と日向相撲といい、宇佐郡の各郷から出される郷の相撲人と日向国の相撲人の取り組みが行われた。日向国の相撲役は鎌倉時代初頭に作成された「宇佐宮神領大鏡」（宇佐到津家所蔵）にも記載あり、宇佐の郷人と日向の国人の間で相撲というかたちをとつて疑似戦闘が行われた。

次の御船会では、隼人の城を攻撃した際に、海上から龍の頭が出現し、地上では獅子と狛犬が走り、虚空には鶴首が飛び、隼人を驚かしたという故事に因んで、浮殿に八幡神を臨幸させ、その下には国司と女祢宜の席が設けられ、浮殿の西の幄には、弥勒寺の僧侶と神官らが居並んだ。これらが見守る中、海上には龍頭の船や鶴首の船が浮かべられ、陸では、獅子・狛犬が舞つた。この負担も法蓮の開いたという虚空藏寺、法蓮と行動を共にした華嚴が開いた法鏡寺、覚満の開いた来縄郷薬王寺が分担することになつており、法蓮らが彦山権現とともに行動した姿を再現した。

また、御船会では、隼人を城から誘い出した「傀儡子」の舞が行われる。「傀儡子」船は上毛郡・下毛郡から出された二艘であり、宇佐郡とともに上毛郡・下毛郡がこの戦いに参加した記憶をそこに留めようとしている。

これら「古様を表す」戦いの再現は、他の放生会には類を見ることはなく、宇佐放生会の根幹といえる。宇佐の放生会は、宇佐と日向(大隅)隼人との戦いの勝利を後世に伝えようとしているのである。そのように考えると、放生会の最後に行われる官幣は、このような養老の戦いに対する勝利の官幣ともみえてくるのである。

上毛・下毛の人々が傀儡子船を出す、宇佐の郷の人々は郷相撲の役を勤める、日向の人々が日向相撲の役を勤める、虚空藏寺や法鏡寺や来縄郷が龍頭の船・鶴首の船・獅子・狛犬の調達をする、戦いに関わった人々の記憶を「役」の形で残したとすれば、神宝に香春岳の銅が選ばれたのは、香春岳を信仰する人々とこの戦いのかかわりを示しているのではなかろうか。

養老四年(七二〇)の隼人の大反乱の直接の引き金は、和銅七年(七一四)の豊前國の民二〇〇戸の大隅國曾於郡入植による転轍と推定される。曾於郡の豊國郷や大分郷はその名からこの入植者によつて建てられた郷といわれる。

また、曾於郡の延喜式内社の韓国宇豆峰神社(祭神五十猛命)はこれら入植の民と関係するといわれる。五十猛命は朝鮮半島渡來の神といわれ、この入植の民が渡來系の人々を主体としたことを推測させる。『託宣集』では、八幡は八流の旗として辛国之城に天降り、日本の神となつたといわれる。この辛国之城は別の段で大隅の辛国之城と書かれており、これは豊前國から入植した柵戸の拠点と推定される。この柵戸の拠点が「辛国之城」と書かれたのは、かれらの主体がいわゆる渡來系の人々で

あつたという記憶にほかならないのではなかろうか。<sup>(11)</sup>

因に、放生会の祭礼の役を勤める宇佐郡、上毛郡、下毛郡、そして香春岳のある規矩郡(現在は田川郡)は、八世紀以前から渡来系の人々が多く居住する場所といわれ、そこには渡来系瓦を出土する七世紀末～八世紀前半にかけての寺院がある。宇佐郡では、法鏡寺廃寺・虚空藏寺廃寺、下毛郡では相原廃寺、上毛郡では垂水廃寺、香春岳付近では天台寺、椿市廃寺などであるが、これらの郡における渡来系寺院の存在は偶然の一致ではないと考える。

おそらく、隼人の反乱を鎮定するために派遣された豊前の人ではなかろうか。軍隊の主体は、これらの渡来系の人々であった可能性が高い。放生会はそのように戦いの記憶を残そうとしたという側面があり、香春岳採銅所の銅の奉納も、この一帯の渡来系の人々がかわったことの証として祭礼に組み込まれたとみなせないだろうか。

それでは、放生会は隼人の反乱の鎮定に宇佐や豊前の渡来系の人々が果たした役割を後世に伝えるための儀礼だけであるかというと、そう簡単なものではない。放生会は本来、放生・殺生禁断の祭礼である。天武朝から放生が行われ始め、八世紀には盛んに朝廷でも放生の儀が行われる。八世紀の仏教説話を集めた『日本靈異記』にも放生の功徳を説いた説話が実際に多くみられる。放生をなした者は、その苦難から救われる<sup>(12)</sup>のである。

宇佐の放生会でも祭礼の施行される十五日間、水崎と和間の間の江海において殺生禁制が施行された。また、蟾と蛤を薦に包み、これを和間の江海に放ち、放生解文が読み上げられ、放生陀羅尼という呪文が唱えられた。

しかし、放生会はただの放生儀礼ではない。『託宣集』では、養老合戦によつて多くの隼人を殺戮したという「殺生」に対する放生であるとする。放生会の一連の儀礼を「弥陀法樂の為、含靈引導の為」とする。

また、『託宣集』所収の天平神護二年(七六六)正月十二日の託宣では、大唐國の船が来襲するのを防ぐため、八幡は大隅と薩摩の間に城の島を出現させ、多くの生類を滅亡させた。彼の含靈を覚岸に至らしむため、毎年放生会を執行せよというものであつた。さらに、天平神護二年(七六六)六月二十二日の託宣では、「朝廷に嫌ひ捨て給ふ諸人等の靈、大小の患、競ひ発つ

て惱し奉るを好々解除して守り奉るべし、然ども此の靈等の為に、放生すべし」とある。この場合の具体的な靈は、藤原仲麻呂の靈であり、放生は仲麻呂らの怨靈によつてもたらされる「大小の患」に対するものであった。

放生会の放生は、放生の功德というより靈鎮めの性格が強く、江海に放たれた蟻も隼人の靈が宿るものとされている。<sup>〔14〕</sup> 嘉一郎氏は放生会は死靈を慰撫する御靈会でつたとし、よつて八幡神自身も応神天皇の「御靈」とされたとみている。<sup>〔15〕</sup> また、放生会の間踊られる人による細男の舞と傀儡子による細男の舞も靈との関係が想定される。平安時代の御靈会においても細男が舞われおり、覆面を付けた不気味な夜の舞い「細男の舞」と「御靈」との関係が窺える。

宇佐の細男については、舞の終わった後に、百大夫に退出すると記され、百大夫との関係に注目される。百大夫は傀儡子の祀る境の神であり、宇佐宮の百大夫社（百体社）は宮の西八〇〇メートルほどのところに位置する松隈にある（図1）。松隈は吳橋に通じる西参道（宇佐大路）が坂にかかる場所であり、このすぐ上には和間への御行道（放生会道）が分岐する地点がある。百大夫社の上には、養老の隼人の反乱の際に殺した隼人の首を埋めたという凶首（土）塚があり、御行道（放生会道）の分岐点の近くには、傀儡子の化粧のために使つたといわれる化粧水とよばれる井戸がある。松隈は中世の史料では「社頭」といわれ、宇佐の宮中の境に位置した（延慶二年正月二十五日付宇佐宮神官等申状案／『到津文書』九七）。

『託宣集』では「百大夫殿」の注記に「隼人の首を埋む、凶士の墓か」とある。百大夫は、隼人の首塚を祭祀する神社であり、ここに退出する細男と隼人靈の関係が窺える。また、一日から十二日まで池の大貳堂の前で踊られる細男の舞では、巽の角に立てられた棚に上分が捧られ、細男の舞は同じく巽の方角に向いて踊られた。巽は宇佐宮の本殿の向きであり、これは大隅の隼人の國の方向と推定される。細男はその舞と樂によつて隼人の靈を慰撫する役割をもつていたと推定される。

このように見てみると、放生会は隼人との戦いの再現とそこで殺された多くの隼人の靈を慰撫する儀礼が組合わされたものとみてまちがいない。

それでは、なぜ和間という場所が放生会の場所として選ばれたのであろうか。藪田嘉一郎氏はW・R・スマス『セム族の宗

教<sup>(15)</sup>を引いて、御靈会には水辺の祭が不可欠であるとして放生会の川・池・海の存在を説明しようとする。しかし、宇佐の放生会は、水辺というものだけでは到底説明できない。もし、単に水辺であれば、他の多くの放生会と同様に池や川すなわち、菱形の池や寄藻川で行えばよいのであるが、このような境界の江海が選ばれたのであるうか。

これは(4)の境界祭祀の問題にかかる。八幡神は、もともと、境界神としての性格を色濃くもち、豊前と豊後の境界である御許山の山麓に鎮座した。これは軍神として南からの隼人の侵入を防ぐという意味があるが、さらに境外からの災いや病を境界において阻止する役割をもつたと推定される。平安時代初期ではあるが、病は日本之外、境外の地からもたらされるという考え方があった。貞觀十四年(八七二)の流感の際に、「異土之毒氣」のうわさがあり、渤海使の到着との関連が語られ、大祓が行われた<sup>(16)</sup>。

宇佐の和間に広がる江海は豊前と豊後の境界にあり、ここは観念的には、日本の境界と意識された。この向こうには隼人の国があり、ここで隼人の攻撃を阻止し、悪「氣」を防ぎ、病の蔓延を止めることができると考えていたと思われる。

しかも、和間は、単なる地理的な境界だけではなかつた。六月晦日には「御祓会」の時は、神輿の臨幸する場所でもある。和間の江海は祓の場所であり、穢が祓い流される場所であった。また、和間の江海側の浜は石塔会の浜と呼ばれ、三月二日に

はここで石塔会が行われる。

法華經や造塔功德延命經では「童子のたわぶれに、いさごをあつめて塔となししは、みなすでに仏になりき」という教えに基づいて、造塔の功德を積むため、河原に出て春に石を積んだ。この河原は賽の河原にも見立てられる。親に先立つて死んだ小児が賽の河原で父母のために石を積むが、鬼が来てすぐに壊してしまう。そこに地蔵菩薩が現れ小児を救うという仏教説話があるが、寄藻川の河口部に形成される江海は賽の川でもあり、その対岸は、他界にほかならなかつた。豊前側をこの世に見立て、豊後側とその背後に広がる海をあの世に、すなわち他界に見立ててたのである。

放生会の当日は八月十五日であり、盂羅盆の一月後であるが、この日も日本では靈が戻る日という信仰があり、放生会では、

蟻に代り憑いた殺された隼人の靈を覺岸に至らしめるように、江海にまいた。蟻まきは満潮時に行われ、引き潮とともに仏教的には彼岸へ送られ、神道的には、祓として境界の外へ流されることになる。

和間の境界は、国境と他界の境としての二重の境界構造をもつていたのである。したがって、ここで行われる放生会も隼人の國と日本の觀念的な境界で行う疑似戦争と祓、さらに現世と来世の境界で行われる祭礼が交錯する複雑なものとなっていたのである。

次に、三月三日の放生会である万燈会(桜会)について少し言及しておこう。なぜ、万燈会が放生会なのであろうか。石清水本『宇佐年中行事』によれば、まず、法会では懺法が行われ、伝戒・乞戒によつて、八幡神に戒を受けて、罪業を懺悔する。これは、養老の戦いにおいて、多くの隼人を殺戮した罪への懺悔と推定され、この点は、放生会における伝戒・乞戒と懺法と同様の儀礼であったとみられる。

また、この法会が弥勒寺講堂で行われるという点に注目すると、講堂の本尊薬師如来との関係が問題となる。「仏説薬師如來本願經」には、七軀の薬師如來像にそれぞれ七燈を点じ供養すれば、「人民疾疫の難、他方侵逼の難、自界反逆の難」を避け、その王は「境界」の安穏を得たとある。薬師寺でも唐達によつて本願薬師經が講ぜられ、三月二十三日に万燈会が行われている。三月二十三日は彼岸の日であり、靈に対する供養の側面が推定される。宇佐の万燈会は三月三日であり、上巳の節句の日である。節句は本来「祓」の日であり、古来、人々は「離人形」に穢をつけ川に流した。そのことから、薬師經における除難の思想と節句の「祓」の思想が結合したのではないか。加えて、「薬師經」には「雜類の衆生を放つべし」と放生の思想が含まれれる。

この法会も隼人の殺戮への懺悔と「人民疾疫の難、他方侵逼の難、自界反逆の難」を避ける境界儀礼と祓の思想と放生の思想が融合したものであり、その発想において八月の放生会と共通する面があると考えられる。それ故に、桜の咲くころに行われる万燈会は放生会と言い換えたのであろう。それでは、このような複雑な祭礼はどのように成立したのであろうか。

### 三 放生会の成立

八月の放生会のはじまりについては実に多くの説がある。

- (1) 養老二年(七一八)説(『宇佐年中行事』)
- (2) 養老四年(七一〇)説(『扶桑略記』「宇佐八幡弥勒寺建立縁起」「源賴信告文」「広幡八幡大神大託宣并公家定記」『政事要略』『託宣集』『三宝絵』「八幡大菩薩因位縁起」「宮寺縁事抄」)
- (3) 養老六年(七一二)説(「八幡宇佐宮縁起」)
- (4) 神龜元年(七一四)説(『託宣集』靈五 菱形池辺部、『斎会式』「宇佐宮年代記」)→年別二度の放生会
- (5) 神龜三年(七一六)説(永弘本「宇佐宮年中行事案」)
- (6) 神龜四年(七一七)説(永弘本「宇佐宮年中行事案」)
- (7) 天平元年(七二九)説(『託宣集』薩十六 異国降伏事下)→八月十四日・十五日を点領して放生会を勤行せよという託宣
- (8) 天平十六年(七四四)説(『託宣集』驗六 小倉山社部上)、石清水本『宇佐年中行事』「宇佐宮斎会式」)
- (9) 天平宝字元年(七五七)説(「宇佐宮年代記」)
- (10) 天平宝字五年(七六一)説(「宇佐八幡弥勒寺建立縁起」永弘本「宇佐宮年中行事案」)
- (11) 天平神護二年(七六六)説(『託宣集』咸七 小倉山社の部下、同薩十六 異国降伏下)
- (12) 宝亀八年(七七七)説(『託宣集』薩十六 異国降伏下)、五月十九日に八幡神は出家、「自今以後、殺生を禁断して、放生すべし」と託宣した。

以上のごとく、これらの諸説は、宇佐の放生会を奈良時代に始行されたとしている。しかし、これらはすべて後世の史料であり、奈良時代のものではない。現在、知られる放生会の史料は、確実なものとしては、十世紀末に成立した『三宝絵』の記

述がある。」ここには、弘仁十四年(八二三)の官符に引かれた神主大神清丸の申文や辛島勝氏が提出した古記の記述が引用され、八幡の出現や養老の隼人と戦い、それに伴う放生会の始行が語られている。この内容は、承和十一年(八四四)六月十七日の宇佐八幡宮弥勒寺建立縁起と一致しており、承和十一年(八四四)の縁起については、平野博之氏によれば、寛弘六年(一〇〇九)に近いころに辛島氏が祠官としての自氏を強調するところから作り出したという考え方もあり<sup>(17)</sup>、九世紀のものとは断定しがたい。しかし、有川宜博氏の指摘するところでは、宇佐の放生会は石清水への八幡遷宮の九世紀半ばまでには成立していたという。<sup>(18)</sup>

したがって、八世紀から九世紀前半のどの段階かは判断がむずかしいが、奈良時代には宇佐宮の放生会が成立していたとう上記諸説には一応の根拠があると推定される。そこで、奈良時代の放生という宗教行為から宇佐の放生会を位置付けてみることにしたい。

放生の功德は、『梵網經』や『六度集經』や『雜寶藏經』や『金光明經』などに説かれる。『梵網經』では「仏子慈心をもつての故に放生の業を行ぜよ、一切の男子はこれ我が父、一切の女人は我が母なり、我が生、これにより生をうけざることはなし。故に六道の衆生は皆これ我が父母なり、しかるを殺し、しかるを食せば、即ち我が父母を殺すなり」(原漢文)とある。九世紀初頭の弘仁のころに成立したといわれる『日本靈異記』は奈良時代の説話を集めているが、ここにも放生の功德を説いた説話は次のように多い。

#### 上第七 放生の功德により亀に命を救われた禪師弘済の話

上第三〇 放生するものは北方無量淨土に生まれるという話

上第三五 練行の沙弥尼が難波の市で放生を行なおうとする話

中第五 漢の神の祟りによって、牛七頭を殺し、重い病になつたものが、放生の善によつて救われるという話

中第八 蟹蝦の命を贖いて放生し、現報を得る話

## 「大徳を勧請し、呪願して放つ」

中第一二 蟹蝦の命を贖いて放生し、現報を得て、蟹にたすけらるる話

「義禪師を勧請し、呪願せしめて、もちて放生す」

中第一六 布施せざると放生するとに依りて現に善惡の報いを得る話

「乞ふが如くにして贖ひ、法師を勧請して、呪願せしめて海に放つ」

中第五の説話では、ある男が病を得て七年、医薬方が治療しト者が祓祈禱するが治らず、これは殺生の業によつて病を得たと思い、毎年、放生の業に励んだ。そのため、七年目に死ぬことになるが、放生の善によつて生き返り、九〇過ぎまで生きたといふ。ここに見られる考え方で注目しなければならないのは、病は「殺生の業」によつて起くるとみられていたことと、放生を行うことは病を克服できる唯一の方法であるとみられていたことである。

日本最初の放生は、天武天皇五年（六七六）八月十七日に罪一等を減じる大赦とともに諸国に放生が命じられている。この大赦や放生は、六月の壬申の乱の功績者、栗隈王や物部雄君連などの病死や大旱魃といふ災いと関連している。また、同年十一月にも京の近国諸国に放生の詔が出され、「四方國」に使者が遣され、金光明經と仁王經が講説された。これは、直前の新羅使が肅慎を従えて入京したこととの関連が考えられる（『日本書紀』）。放生は、病や天災や国外からもたらされる悪気を防ぐ機能をもつていたとみられるのである。

宇佐の放生会もこれら七八世紀の放生と同様の論理によつて組み立てられてゐるようである。すなわち、隼人の大量殺戮が病などの災いを起こすことになり、これを防ぐために、古代日本の国境地帯である宇佐の地で放生会が毎年繰り返されるのである。また、放生は日常的に生き物を買い求め海や川に放つことであるが、『日本靈異記』にあるように法会としては必ず僧侶を勧請して呪願して放つかたちがとられている。その僧侶もただの僧ではなく「禪師」という言葉が目につく。

宇佐の放生会は、弥勒寺の僧侶によって放生陀羅尼が唱えられる中で、蟾・蛤が江海へ放たれる。本来、虚空藏寺にいた法

蓮によつて始められたといわれる。この法蓮は、『続日本紀』大宝三年(七〇三)に医術の褒章として豊前国野四〇町を授与され、養老四年(七二〇)には、その一族に宇佐君の姓を賜つてゐる。

かれは、養老五年(七二一)六月の記事で「心、禅枝に住み、行、法梁に居り、尤も医術に精くして、民の苦しみを救ひ治む」(原漢文)と記され、『託宣集』でも彦山で修行する行者としても描かれ、宇佐の御許山の麓の日足の弥勒禪院にも住む。法蓮は、これらの文面から推測できる姿は、山林に交わり禅の修行をする僧侶としての側面がみられ、いわゆる「禅師」に近い存在である。その法蓮が放生陀羅尼を唱え、蟾・蛤を放ち、放生をおこなつたというは、『日本靈異記』に描かれる禅師の放生の姿そのものである。

養老の僧尼令には、「凡そ、僧尼は吉凶をト相し、小道の巫術に及び病を療せば、皆還俗す、それ仏法に依り呪を持し疾を救うは、禁の限りあらず」(原漢文)とあり、吉江亮仁氏は、「僧侶が現世功利の宗教的欲求の強い社会に接近する途は、ただ仏法に依り呪を持つること、すなわち陀羅尼の誦持に限られたのである。奈良時代に於いて社会の上下に亘り陀羅尼信仰―密教信仰が受容せられ、そしてそれが普及流行するに至つた原因、少なくともその主たる一つは実にここに存したともいえよう。」と述べている。<sup>(24)</sup>

奈良時代の仏教の基礎は、七世紀後半に活躍した道昭によつて路線が引かれた側面が強い。道昭は、入唐してインドから新經典をもたらし翻訳した玄奘三蔵に七年師事した人物であり、從来の撰論宗とは異なる新しい法相宗を中心とする教学を日本にもたらし、かれの開いた元興寺の禪院にはかれが将来した經典類が置かれ、元興寺は白鳳・奈良時代の教学の中心となつた。また、「時に天下の業を行う徒、和尚より禅を学ぶ」(原漢文)とあり、多くの僧侶が禅を道昭より学んだ。

奈良時代の僧侶には「白月は山に入り、黒月は寺に帰る」という官寺で活躍する顔と山林の山寺に修行する僧としての顔の二つの顔をもつ者が多。僧綱として仏教界をリードした神叡や道慈らも山に禪院をもつ禅師としての側面をもち、古代仏教においては、山林修行が不可欠であり、その修行にともなう陀羅尼信仰の世界がいわゆる鎮護国家仏教の根底を支えていた。<sup>(25)</sup>

宇佐の法蓮の仏教もそのような奈良仏教の一つの典型であり、放生会の中心的儀礼である放生陀羅尼を唱え、蟾蜍を放つ部分は、法蓮らが隼人への殺生から起る病などの災いを恐れ、懺悔し、放生の功德によって救われようとしたとみて間違ない。法蓮は養老四年(七二〇)の隼人の反乱の翌年六月に褒章されているが、ここでいう医術は、「仏法に依り呪を持し疾を救う」というものであり、これはすなわち放生そのものであつたのではなかろうか。

朝廷においても、養老五年(七二一)の七月に大祓が行わられ、文武百官がはじめて妻子・姉妹を率いて集つた。<sup>(22)</sup> 七月七日に征隼人副将軍笠朝臣御室が帰還し、この養老の反乱で斬首された隼人の首と捕虜の数は一四〇〇余人に及んだと記される。そしてその直後の七月二十五日には、朝廷では、「凡そ、靈園に賡りて、宇内に君として臨みては、仁、動植に及び、恩、羽毛に蒙らしめむとす。故、周孔の風、尤も仁愛を先にし、李紵の教、深く殺生を禁む、その放鷹司の鷹・狗、大膳職の鷗・鶴、諸国の鶴猪を悉く本処に放ちて、その性を遂げしむべし」(原漢文)と詔して、放鷹司や大膳職やそれに仕える品部に放生を命じ、大規模な放生が決行された(以上『続日本紀』)。

これは、隼人への殺生と深く関係していることは間違いない、殺生の報いから救われるために行われたとみられる。殺生の報いとは具体的には「病氣」などがあげられ、神龜三年(七二六)六月十五日には、太上天皇の不<sup>レ</sup>予(病)に対し、天下の諸国に放生が命じられ、同月二十一日には、太上天皇のため、僧侶二十八人と尼二人を度(出家)している(『続日本紀』)。

このようにみてみると、宇佐の放生会は、年号は定かでないが、養老の隼人の反乱を契機に、殺戮という殺生の報いとしての病や災害などから人々、さらに天皇自身を救うために、仏法医療として、法蓮らの仏教徒が始めたとみてまちがいない。しかし、祭会という点からみると、放生から放生会へと整えられるには一定の時間があり、また、放生会の内容も時間の変化の中で変わっていったとみられるのである。放生会の濫觴の諸説は、おそらくこのような放生から放生会への変化の過程での何らかの画期を示すものとみなせるのではないかろうか。

それでは、どのような画期が考えられるのであろうか。まず、養老二年(七一八)説や養老四年(七二〇)説は、先に述べたご

とく基本的に養老の隼人の反乱に伴う殺戮すなわち殺生に対する放生行為が根拠となつてゐると考えられる。しかし、この段階では年中行事としての祭礼になつてゐるとはいえない。養老六年(七二三)も放生行為の継続のうちと考えられ、この段階では、弥勒寺の前身となる弥勒禪院もできておらず、法蓮らの宇佐の仏教徒と八幡神を祀る集団の結合は十分ではなく、放生も宇佐仏教徒の単独の仏法医療行為として行われた可能性が高いのである。

神亀二年(七二五)になると、八幡神は小倉山に遷座し、その東の隣谷の日足に弥勒禪院を建立し、法蓮が初代の別当となる。神亀元年(七二四)・神亀三年(七二六)・神亀四年(七二七)説はこの小倉山遷座と弥勒禪院の創建との関連が考えられる。この段階において、法蓮と八幡神は、密接に連携をとり始めたことはまちがいないと思われるが、僧侶と神官が參集して行う法会としての放生会が行われたかというと甚だ疑問である。まず、日足の弥勒禪院の存在が確かめられていないからである。

次の天平元年(七二九)説は始行の託宣であるが、その背景は不明であるが、天平十六年(七四四)説は、天平十年(七三八)の現在への境内地における弥勒寺の建立や天平十三年(七四一)閏三月の八幡神への秘錦冠一頭、金字の最勝王經・法華經各一部、度者十人、封戸、馬五匹が施入され、三重塔一区が建てられたこと(『続日本紀』)などとの関連が考えられる。

すなわち、神宮寺弥勒寺の成立により、八幡神の信仰と法蓮らの仏教の融合が始まり、弥勒寺が完全に国家的なバックアップがなされるような段階となつた。ここに至つて法蓮らの仏教徒らの放生が広い意味での宇佐宮の祭会の中に位置づけられたのではないかろうか。『宇佐宮斎会式』や『宇佐年中行事』という年中行事を記載した記録に、天平十六年(七四四)説がみられることもこの推測を補強する。但し、これは直ちに弥勒寺の僧侶集団と八幡の神官団の参加する放生会が完成したことを意味するものではなく、弥勒寺が八幡の中に組み込まれたという限りにおいて、弥勒寺の放生儀礼が八幡の祭会の一つとして位置を占めたということである。

また、天平十九年(七四七)には、もうひとつの放生会すなわち三月三日の万燈会が始まられたといわれている。すなわち、天平十六年(七四四)十二月四日から天下諸国において薬師悔過が七日間行われる(『続日本紀』)。薬師悔過とは薬師如来を本

尊として、自らの罪過を悔い改め、利益を得ようとする行事であり、諸国に薬師悔過が命じられたのはこれが最初である。同月八日には百人の僧を度し、この夜に金鐘寺と朱雀大路に灯一万点が燃された。この灯火も薬師經に説く灯火であり、薬師悔過の中で行われたとみられる。さらに、天平十七年（七四五）九月には聖武の不予に対して京師畿内の諸寺および諸名山淨處に命じて薬師悔過の法を行わせている（『続日本紀』）。

前章で明らかにしたように、宇佐宮の万燈会は薬師如来の安置されている弥勒寺講堂で行われ、薬師如来の前での薬師經の読経と灯火によって「人民疾疫の難、他方侵逼の難、自界反逆の難」を除かれるという薬師經の教えとの関連がみられる。これは、朝廷で行われた薬師悔過の法や一万点の灯火と共に通するものであり、さらに放生とも共通するものをもつていた。

その意味で天平十六年（七四四）の八月の放生会の整備と朝廷における薬師悔過の法と万燈の開始を受け、天平十九年（七四七）に三月三日の万燈会が始められたと考えられる。天平勝宝元年（七四九）十二月の八幡神入京の前夜に当たり、積極的に國家すなわち天皇を護持する國家鎮守と神としての儀礼の整備が進められていたのではなかろうか。

次に、天平宝字元年（七五七）説と天平宝字五年（七六一）説は、藤原仲麻呂（恵美押勝）政権の時代であり、『続日本紀』では八幡神に関する記事が全く見られない時期である。この時期、八幡神官大神氏らが仲麻呂勢力の人物に呪咀をなしたという厭魅事件のため、八幡神はその封戸を没収され、祢宜大神社女と主神大神田麻呂は配流となり、冷遇されており、放生会が整備された可能性は極めて少ないという見方もできる。しかし、没収された封戸は弥勒寺の造営に充てることになっており（「新抄格勅符抄」所収延暦十七年十二月廿一日官符）、八幡側の凋落に比べて法蓮の流れによつて担われていた弥勒寺の力は温存されていたとみられる。そのため、法蓮の子孫とみられる宇佐氏やシャーマンである辛島氏が勢力を蓄えた時期であり、大神氏とは一線を画した弥勒寺に関係する勢力による放生会への整備があつた可能性は否定できない。<sup>[23]</sup>

次に、天平神護二年（七六六）説であるが、『託宣集』所収の天平神護二年（七六六）正月十二日の託宣では、大唐国の船が来る襲するのを防ぐため、八幡は大隅と薩摩の間に城の島を出現させ、多くの生類を滅亡させた。そのため、彼の含靈を覚岸に至

らしむため、毎年放生会を執行せよといふものであった。この「城の島」は『続日本紀』天平宝字八年(七六四)十二月是月条に大隅と薩摩の境に出現したと記された神造島(鹿児島県姶良郡隼人町の沖の沼田小島・弁天島・沖小島)のことと、同紀天平神護二年(七六六)六月五日条には「大隅国の神造の新島、震動りて息まず、故に民多く流冗す」(原漢文)とある。転変地異による生類の滅亡による放生を八幡が求めた。

さらに、天平神護二年(七六六)六月二十二日の託宣では、「朝廷に嫌ひ捨て給ふ諸人等の靈、大小の患、競ひ発つて惱し奉るを好々解除して守り奉るべし、然ども此の靈等の為に、放生すべし」(原漢文)「逆人仲麻呂の靈は、下津みなとより、諸惡鬼を率いて、天朝の御命をとらんとす、放生すべしてへり」とある。「朝廷に嫌ひ捨て給ふ諸人等の靈」とは、天平宝字八年(七六四)に討たれた藤原仲麻呂とその一党の靈を指したものである。仲麻呂を討った称徳天皇は、厭魅事件によつて国家神の地位を奪われた八幡神を仲麻呂斬首の日に二五烟の封戸を与え復活させた(『続日本紀』)。天平神護二年(七六六)は、流罪にされていた八幡神官大神多麻呂らが許され、八幡の社殿を大尾山に再建する年であり、この二つの放生の託宣は、こような八幡神の復活と深く結びついたものである。

最後に、宝亀八年(七七七)説を取り上げて結ぼう。この年、注目しなければならないのは、八幡神は、宝亀八年(七七七)五月十九日をもつて出家したことである。これは、八幡大菩薩の成立への一步であつた。厭魅事件で國家神から一旦滑り落ちた八幡神は、藤原仲麻呂を失脚させた孝謙上皇(称徳天皇)によつて、再び光を充てられる。配流されていた大神多麻呂や大神杜女も許され戻り、天平神護元年(七六五)から八幡神の再生が始まる。このような中で起つた道鏡事件は、天皇の繼承を左右する八幡神の力を誇示することになつたが、それとは裏腹に八幡神は警戒の目でみられるようになった。八幡神の出家は、道鏡事件後に起つたことであり、事件との関係が推測される。この出家の際に「自今以後、殺生を禁断して、放生すべし」と託宣した(『託宣集』)。

八幡神を祀る神官集団と弥勒寺の僧侶は、本来別々に成立したものであり、天平十年(七三八)の境内の弥勒寺建立までは、

神社側の行事と寺側の行事は接点をもたなかつたと思われる。放生会はすでに述べてきたようにあくまでも寺の行事として成立したものであり、その後も、放生会の変遷は、基本的に弥勒寺の行事としての変遷の枠を越えるものではなかつたと推定される。しかし、宝亀四年（七七三）には、流罪を許された大神多麻呂が神官に復帰し、宇佐宮の大宮司に大神多麻呂、少宮司に宇佐池守、禰宜に辛島与曾充という神官体制ができあがつた。その直後の宝亀八年（七七七）に八幡神は、弥勒菩薩または弥勒寺の初代別当の法蓮上人を戒師として出家したといわれる（「石清水八幡宮并極楽寺縁起之事」〔桐十一—23〕裏書『託宣集』通十、薩十六）。これは八幡神信仰と弥勒寺の仏教が明確に融合を始めた徵証である。そして、天平神護二年（七六六）に復活した八幡神は、旧社殿の小倉山には戻れず、その東の大尾山に新社殿を造営していたが、延暦元年（七八二）には、元の小倉山社殿に新しい社殿を再建し、翌年にはここで「大自在王菩薩」として再生している。

今日へつながつてくる放生会の放生の根本論理は、養老の隼人の反乱鎮定の際に八幡神が隼人を殺戮したことに手を染めてしまつたという殺生に対する懺悔から出発している。八幡出家以前の天平宝字八年（七六四）までの放生は、民の「大小の患」を防ぐ、「天朝の御命」を護るために行われており、八幡自身の殺生を懺悔するという考えはみられない。ところが、放生会において行われる伝戒、乞戒は八幡神自身が受戒し懺悔するという儀礼であり、神自らが殺生の罪を一身に負い、出家することによって、僧法蓮が行つてきた放生の行為を自らの中に取り込み、神仏を一体化させることであった。それまでは、広い意味では八幡の行事ではあつたが、あくまでも放生は弥勒寺僧侶が行う仏教儀礼であつた。ところが、宝亀八年（七七七）以後の放生会は、出家した神が大菩薩として主体となる神仏習合の放生会であり、今日につながる放生会はここに一つのかたちができあがつたとみられる。

おそらく、養老三年（七一九）に八幡神の神輿が大隅国へ向かい、豊前国の軍隊とともに隼人の反乱鎮定に活躍した場面を再現した部分やこれらの勝利に官幣を賜つたことを再現した部分などは、宮側の主体性の強い祭礼であり、このとき弥勒寺の法会であつた放生会に加えられた部分ではなかろうか。

放生会では、和間への八幡の御神幸が行われるが、この和間への御神幸自体が大隅国の隼人の城を攻撃した際に、宇佐から神輿が現地に向かった故事にちなむ。その神輿に乗せるために創設されたのが八幡の御験「薦の枕」である。『託宣集』では、養老の隼人の反乱の際に、大神諸男によって、三角池(現中津市大貞)の薦が刈られ、神輿に乗せる御神体として「薦の枕」が考案されたとあるが、これは事実とは認めがたいところがある。というのは、天平勝宝元年(七四九)の八幡神は確かに神輿に乗つて入京しているが、この際には、「薦の枕」は存在していた形跡がない。

東大寺に入った紫色の輿に乗つていたのは宇佐宮女祢宜の大神社女であり、実は社女自身が八幡神の依代として宇佐から運ばれてきたと推測されるのである。もし、薦の枕が存在していたら、祢宜の社女が八幡の神輿に乗ることはなく、大隅へ向かつた辛島波豆米と同じく、それを先導すればよいのである。ましてや、入京の際に、京に赴いたのは、「薦の御験」を考案した大神諸男の子息大神多麻呂、姪の大神社女であり、大神多麻呂自身も父の先例によつて天平五年(七三三)に「薦の御験」を作成したといわれる(宇佐八幡宮縁起)。したがつて、八幡入京の際に「薦の枕」を用いなかつたこと事態が極めて奇異なものとして写る。

豊前国の軍隊とともに、八幡神の神輿が運ばれたという事実の有無は確かめようもないが、八幡神は同じときに辛国(城)の大隅国へ入植した豊前国の民の拠点)に八流の幡として天降つてゐるのであり、八幡入京のことと合わせ考えれば、薦の御験を乗せた神輿が存在していた可能性はほとんどない。<sup>(24)</sup>

結論をいうと、私は、「薦の枕」の創設 자체が宝亀八年(七七七)の放生会の改編の際の産物ではないかと推定しているのである。宝亀八年(七七七)の八幡出家と放生会の整備の際に、豊前と豊後の境界地である和間の浜を選定し、養老の隼人反乱における宇佐八幡の活躍を強調する祭礼は盛り込まれ、その過程で、神幸のための神輿や薦の御験が創設されたのではなかろうか。八幡神の御験に中津市大貞の三角池の薦が選ばれたのは、ここを拠点とした宇佐池守との関係が想定される。池守が宇佐宮の神官団に加わったのは、天平神護二年(七六六)以後の八幡再生の過程であり、宝亀四年(七七三)以後、大神氏と宇佐氏と

辛島氏の三神官団による宇佐宮管理の体制ができた。宇佐氏の管理する大貞の三角池の薦を大神氏の神官が枕に作るというかたちは、この段階でなければ考案できないものなのである。

和間という場所が選ばれたのも、神官側の意識が働いていたのではないかろうか。本来、仏教の放生会そのものには祓の思想はないが、八月十五日の満潮の日に潮の満ちるとともに隼人の依代である蟾・蛤を海にまき、潮の引くとともにそれが海へ流されるという儀礼の中には、祓を祓うという思想が存在している。和間の江海は宮側からすれば、祓の場所であり、そのような場所で放生会が行われるようになつたのは、八幡出家・大菩薩成立の段階しか考えられない。

また、八世紀末から九世紀初頭にかけては、天皇靈としての八幡神が成立し、神ではなく、弘仁十一年(八二〇)には、靈である神功皇后が八幡宮の第三神として祭祀すべきとの託宣が出される。八幡神における御靈祭祀は、平安時代に展開してゆく御靈思想の出発点でもあつた。放生会の中でも、すでに述べたように御靈を意識した芸能、細男の舞がみられるが、このような要素は、この時期に整えられたのであろう。

その意味で、八世紀末から九世紀初頭までに、今日へ至る放生会の原型はほぼすべて出揃つたとみてよいのではないかと思われる。先に承和十一年(八四四)の宇佐八幡弥勒寺建立縁起の頃に放生会の初見が遡れるのではないかとしたのも單なる偶然ではない。

有川氏は、承和の弥勒寺建立縁起に引用された弘仁六年(八一五)の大神清麻呂解状には、放生会の記載はなく、また、『三宝絵』や承和の縁起に引用された辛島氏古記の検討によつても、「隼人征伐」と放生会との間には、両者が不可分であるといふ伝承はなく、九世紀初頭には未だ放生起源伝承は成立していなかつたと結論づける。<sup>(25)</sup>

それでは、有川氏は宇佐における放生会の成立をどのようにみているかというと、奈良時代から行われた放生行為が九世紀前半にいたつて、「旧共同体の解体の中から新たな経営体を有する農民の桎梏とそれまでの同じ共同体成員を支配下に置くことから惹起される諸問題を滅罪として隠蔽するものとして放生行為の隆盛を基礎として、それを辛島氏の持つ「隼人征伐」

時の記憶に結びつけることを以って成立したのだ」というのである。<sup>(28)</sup>

有川氏は、「隼人征伐」伝承と結合した放生会の成立を九世紀の社会の変化の中で論じており、実に優れた見解である。筆者も大筋においてはこの見解を肯定する。しかし、これまで論じてきたように、本論では、伝承の成立は遅れるにしても、儀礼そのものの原型の完成は、八幡大菩薩の登場や応神天皇靈の出現からみて、八世紀末から九世紀初頭とみてよいと考えている。

ところで、有川氏は、放生会の創設には、大神氏も辛島氏も関与してなかつたという可能性を指摘しているが<sup>(29)</sup>、これが九世紀段階だとすることは認められない。筆者としは、宇佐における放生行為の創設には、大神氏も辛島氏も直接関係をもつておらず、法蓮らの禪師集団の独自の行為として始まったことをすでに論じてきた。九世紀初頭における大神清麻呂解状も辛島家主解状の内容は、九世紀のことでしかなく、むしろ八世紀初頭の放生行為の創設において、大神氏と辛島氏が宇佐の放生と関係していなかつたことを語っていると解釈すべきであろう。

宇佐の放生会は、虚空藏寺の法蓮らの僧侶によって、民衆や天皇を病や災害から護る医療行為として始まり、やがて、対隼人神として同じく宇佐の地で、大神氏と辛島氏が祀る八幡神とが結合してゆくなかで、法会として拡大され、八世紀末の八幡大菩薩の登場とともに、八世紀末から九世紀にかけて弥勒寺と八幡宮の両者が行う、宮寺の祭会として確立したのである。

### むずびにかえて

宇佐宮の放生会の研究は、宇佐八幡宮の歴史の解明ばかりではなく、日本における神仏習合の問題を検討する上からも重要な意義をもつていて。しかしながら、これまで必ずしも充分な研究が行われたとはいがたい。そこで、本論では、できるだけ古い中世初期段階の祭礼の復元を試み、そこに込められた次のような要素を抽出した。(1)養老の対隼人戦の再現の側面。(2)放生・殺生禁断の側面。(3)御靈会の側面。(4)境界祭祀の側面。(5)銅鏡の奉納儀礼の側面。これらの五つの要素をもつた放生会

は、歴史変遷の中で次第に形成されてきたものであるが、ほとんどは九世紀の初頭までにかたちを整えた。当初は、(2)部分だけ出発した。それも宇佐宮の法会としてではなく、八世紀初頭の宇佐の虚空藏寺の法蓮らの宇佐の禅師集団の国家的医療行為として始まったのである。当時は、八幡神は対隼人の軍神として宇佐の地に出現したばかりであり、八幡神を祭礼する集団と法蓮らには直接的な関係はなく、法蓮らは、南に隼人国と接する国境の地豊の国で、病や災いの侵入を防ぐために、「放生」を独自に行っていた。

やがて、両者は、その対象が同一であることから、融合を始め、法蓮らの禅師集団は八幡神宮寺弥勒寺を生み出し、放生会はまず弥勒寺の法会として儀礼化されていた。その間、八幡神は奈良の大仏の守護として鎮護国家仏教と日本の神々を結合する神に祀り上げられた。しかし、八幡神の栄光は永く続かず、中央の政争に巻き込まれ、天平勝宝元年(七四九)十二月の入京で与えられた莫大な封戸を失い、その名譽も失った。その後、藤原仲麻呂の斬首によって、名譽は次第に回復され、道鏡事件で再び脚光を浴びるが、この間に弥勒寺と八幡の宮方との融合は進み、ついに、八幡はさまざまな罪を背負って自ら出家するというかたちをとり、八世紀の末に八幡大菩薩を出現させる。

ここに、放生会は、弥勒寺の法会から八幡宮の祭会として八幡神が主体となる祭礼へと変質する。(2)養老の対隼人戦の再現の側面、(5)銅鏡の奉納儀礼の側面などは宮と寺の合同の祭礼であり、八世紀末の八幡大菩薩の出現の時期に整備されたのである。また、(3)御靈会の側面も八幡神の天皇靈化(応神天皇靈)に対応するものであり、大菩薩出現とほぼ平行しながら、宮方主体に放生会にこの要素が組み込まれたとみられるのである。八世紀末から九世紀にかけて、中世の祭礼としての宇佐宮放生会はほぼその内容を整えた。放生会の成立過程は、日本における神仏習合の過程そのものにほかならない。九世紀以後も、八幡神は菩薩からさらに釈迦如来、阿弥陀如来へと変身してゆく。本論では、九世紀以後の放生会の問題は敢えて割愛したのは、放生会の最も根本部分をより明瞭化しようとしたものである。中世での祭礼の果たした役割は、また別の機会に譲ることにして筆を擱く。

〔註〕

- (1) 中野幡能『八幡信仰史の研究(増補版)』(吉川弘文館 一九七五年)上五章第二節放生会。
- (2) 有川宜博「宇佐宮放生会創設試論」(『九州史学』第五八号 一九七六年)。
- (3) 橋本操六『放生会道』(大分県教育委員会 一九八一年)。
- (4) 「宇佐宮祭会式」(享徳三年成立)については、入江英親『宇佐八幡の祭と民俗』(第一法規 一九七五年)、中野幡能編『神道体系47 神社編 字佐』(神道大系編纂会 一九八七年)、橋本操六『放生会道』(大分県教育委員会 一九八一年)に所収。
- (5) 拙稿「鎌倉時代の宇佐八幡宮の年中行事に関する一考察—石清水本『宇佐年中行事』の紹介を通して—」(別府大学史学研究会『史学論叢』第二六号 一九九五年)。『宇佐年中行事』の原本の成立は十四世紀初頭とみられる。
- (6) 重松明久校注訳『八幡宇佐宮御託宣集』(現代思潮社 一九八六年)。『託宣集』は正和年間に成立。
- (7) 神輿の襍絵については、「託宣集」護三 日本国御遊化部に「神輿の御障子の裏の画面は皆經文に依るなり」とあり、一殿・二殿・三殿の神輿に法華經の何巻の何品の図柄が使用されているかを記す。また、襍絵の原物(鎌倉期・室町期)も宇佐宮や細見コレクションに残る。
- (8) 入江英親『宇佐八幡の祭と民俗』(第一法規 一九七五年)仲秋祭—放生会の章に現在の放生会について詳しい記述があり、古要神社や古表神社の傀儡子舞についての項目を参照。
- (9) 法蓮の建立したといわれる虚空蔵寺(宇佐市山本)は、最近の寺の伽藍やその周辺部の瓦窯の発掘で七世紀末から八世紀初頭の、京の影響を直接受けた寺であることが明確にわかつてきた。覚満の開いたといわれる薬王寺も、これまで薬音寺、ヤコージと呼ばれる、豊後高田市森の寺跡がその跡といわれてきたが、一九九五年の発掘で八世紀末から九世紀のものと推定される瓦窯(平窯)が近くから発見された。この窯からは、かつて寺跡地区で発見した瓦と同様の瓦が発見され、薬王寺の瓦窯であることが確定した。また、宇佐宮弥勒寺の瓦と同一のもも発見された。窯の時期は八世紀末から九世紀のはじめであり、薬王寺創建の時期を推定する有力な資料となった。さらに、瓦の上からも弥勒寺との関係が推定され、覚満が法蓮から三代目の弥勒寺別当であったとする文献史料とも整合性をもつことが判明した。

(11) 拙稿「奈良時代の政治と八幡神」(新川登亀男編『西海と南島の生活・文化』名著出版 一九九五年、所収)

(12) 菅原征子「養老の隼人の反乱と宇佐仏教徒」(『日本歴史』四九二 一九八九年)において古代の宇佐の放生の問題について言及している。

氏によれば、放生会は、法蓮らの宇佐仏教徒が国家に加担して隣人の隼人を討ったという破戒の罪を償うために始めたものであり、同時にこれを国家に協力して反乱を鎮めた名譽ある記念行事としての側面をもつていてるといふ。また、法蓮の放生は軍事的行為による殺生の矛盾を解決する道の一つとみなされ、それは水辺の儀式として「禊」に似た性格をもち、神の託宣という形で定着させた点で、神仏習合の原型であるとしている。

これらの大まかな流れはまったく賛同できるが、放生のもつ意義を贖罪のみに求めるることは賛成できない。放生にはもっと積極的な意義が存在しており、放生会の神仏習合的要素、禊的要素も実は、放生から放生会へという儀礼の成立、時間的経緯の中で考えなければならぬ部分がある。この辺りは、本論第三章の放生会の成立において詳しく述べている。

(13) 藤田嘉一郎「御靈信仰の成立と念仏」(『日本古代文化と宗教』平凡社 一九七六年、柴田実編『御靈信仰』雄山閣 一九八四年に所収)。

(14) 細男については、福原敏男『祭礼文化史の研究』第三章 細男考(法政大学出版 一九九五年)に詳しい考察がある。宇佐の細男には、人間の演じる細男と傀儡子舞としての細男の舞があるが、福原氏は、前者が本来のものであり、後者は、近世の放生会再興の際に、傀儡子の舞に細男が取り入れられたとする。また、人間の演じる細男の舞も放生会の最初からあったのではなく、蒙古襲来を契機に、古来の磯良舞が、蒙古による服従の舞と解釈され、その凶靈の鎮魂の態と意味付けられたとみている。しかし、筆者は、御靈信仰の成立にともない御靈会的な鎮魂の祭礼としての放生会は、すでに九世紀初頭にはできあがっていたとみている。詳しくは第三章の放生会の成立を参照してもらいたいが、東大寺八幡宮の転害会は放生会とも認識され、ここでは寛平年間(八八九年~八九八年)には、細男の存在が確認されるという。とすれば、八幡宮の放生会の濫觴である宇佐宮の放生会にも細男がこれより以前にあった可能性は高い。

(15) 藤田嘉一郎前掲論文

- (16) 米井輝圭「平安時代の御靈」(『日本の仏教 3 神と仏のコスモロジー』法藏館 一九九五年)。
- (17) 平野博之「承和一年の宇佐宮弥勒寺建立縁起について」(『九州史研究』所収)。
- (18) 前掲註(2)有川論文。
- (19) 吉江亮仁「奈良時代における山寺の研究」(『大正大学研究紀要』三九 一九五四年、のち『論集奈良仏教第四卷 神々と奈良仏教』雄山閣 一九九五年に所収)。
- (20) 佐久間竜「道昭」(『日本古代僧伝の研究』吉川弘文館 一九八三年)。
- (21) 蘭田香融「古代仏教における山林修行とその意義—特に自然智宗をめぐって」(『南都仏教』四、一九五七年、のち『論集奈良仏教第四卷 神々と奈良仏教』雄山閣 一九九五年に所収)。
- (22) 古代の祓の問題については、三宅和朗『古代国家と神祇と祭祀』(吉川弘文館 一九九五年)、山本幸司『穢と大祓』(平凡社 一九九二年)などを参照。
- (23) 拙稿前掲註(10)論文参照。
- (24) 拙稿「八幡神と神輿の成立」(『歴史評論』五五〇号 一九九六年)
- (25) 前掲註(2)有川論文。
- (26) 前掲註(2)有川論文。
- (27) 前掲註(2)有川論文。